

堺ブロック会員の皆様へ

2021年度介護報酬・運営基準等の改定において

○3.31 介護保険最新情報VOL958

※「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について

○3.31 介護保険最新情報VOL959

※居宅介護支援等に係わる書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて

特に上記2つの改正などの取扱いは、重要なポイントです。

○3.31 介護保険最新情報VOL959

※居宅介護支援等に係わる書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて

七 記 元 0331 第 2 号
老 老 発 0331 第 2 号
日

各項目に係わる取扱いの可否については、介護支援専門員の判断を十分に踏まえ、各市町村においては、その可否に係わる判断にあたっては根拠を示し、双方が理解できる形で対応がなされるよう

居宅介護支援事業所におかれましては、例えば、各地域の職能団体等を通じて、今般の各項目に係わる取扱いについては、各地域の実情を踏まえた基本的な考え方等の整理や合意が図れるよう、意見交換や協議の場等の開催を提案し、双方の認識共有、合意形成の一層の充実に努める

(公 印 省 略)
認 知 症 施 策 ・ 地 域 介 護 推 進 (公 印 省 略)
老 人 保 健 課 長 (公 印 省 略)

居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて

居宅介護支援に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについては、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和2年度）の資料においてお示ししたとおり、「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業）」（株）三菱総合研究所実施）において、現場の実践者を中心に委員会を設置し、居宅介護支援における業務負担の軽減等を通じた環境整備を図る観点や、介護支援専門員を取り巻く環境や業務の変化を前提に、質の担保を図りつつ、対応可能な具体的かつ実質的な業務負担の軽減等の議論を行ってきたところですが、当該事業を踏まえ、今般、別添のとおり「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」

（平成22年7月30日老老発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号）を一部改正し、標記通知を発出いたしますので、各都道府県におかれましては、趣旨をご理解の上、管内市区町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願いいたします。

なお、別添のうち、今般の改正以外の内容については、既にお示ししているところですが、発出してから、長期間経過し、各項目に係る取扱いの周知が徹底されていないことや、居宅介護支援事業所と各保険者において、認識が一致しないなどの状況が生じている等のご意見がある旨承知しております。

各項目に係る取扱いの可否については、介護支援専門員の判断を十分に踏まえ、各市町村においては、その可否に係る判断にあたっては根拠を示し、双方が理解できる形で対応がなされるよう、改めて特段のご配慮をお願いいたします。

そのため、日頃から、居宅介護支援事業所におかれましては、例えば、各地域の職能団体等を通じて、今般の各項目に係る取扱いについて、各地域の実情を踏まえた基本的な考え方等の整理や合意が図れるよう、意見交換会や協議の場等の開催を各市町村に提案し、一方、各市町村におかれましては、これらの場を積極的に活用し、双方の認識共有、合意形成の一層の充実に努められますよう併せてお願いいたします。

また、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限を各都道府県から市町村に移譲し、これまで全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においてもお願いしてきたところですが、各都道府県におかれましては、改めて市町村に対して必要な支援を実施していただくよう、上記について、ご承知いただき、適切な支援や対応をお願いいたします。

なお、当該通知の「I 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員関係」については、本通知の適用に伴い廃止します。

また、当該事業に係る報告書については、事業完了次第、ご参考いただくために別途その掲載先をお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう願ひいたします。

- ・（別添）居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い
- ・（参考）「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」（平成22年7月30日老老発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号）（別添）の一部改正後全文

堺ブロック協会員の皆様へ

大阪介護支援専門員協会堺ブロックでは、R3年4月に堺ブロック内の協会員の皆様から幅広く、ご意見を賜りました。

それらを踏まえて、R3年4月・R3年7月に各項目に係わる取扱いについて、各地域の実情を踏まえた基本的な考え方等の整理や合意が図れるよう、意見交換・協議の場を提案し、双方の認識共有、合意形成の一層の充実をはかっているところでございます。

中間報告ではございますが、次のスライドから地域の協会員の皆様から頂いた質問について、協議をした内容について、ご説明いたします。

(1) 介護サービス計画書の様式について
質問：標準例の提示と考えていますが、宜しいでしょうか？

介護サービス計画書の様式 及び課題分析標準項目の提示について

(平成11年11月12日 老企第29号)

(今回改正：令和3年3月16日 老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号：別紙18
／令和3年3月31日 老認発0331第6号 介護保険最新情報Vol.958)

標記について、今般下記のとおり定めたので御承知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等とその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、当該様式及び項目は介護サービス計画の適切な作成等を担保すべく標準例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を拘束する趣旨のものではない旨、念のため申し添える。

記

- 1 居宅サービス計画書標準様式及び記入要領 (別紙1) ※標準様式・記載要領を組み合わせで掲載
- 2 施設サービス計画書標準様式及び記入要領 (別紙2) ※標準様式・記載要領を組み合わせで掲載
- 3 介護サービス計画書の様式について (別紙3)
- 4 課題分析標準項目について (別紙4)

令和3年4月版 介護報酬の解釈 3 QA・法令編 P910



標準例であり、示されている項目を満たせば他の様式の使用も可能です。

(2)長期目標・短期目標の期間について

質問：期間設定の考え方、教えてください。

③（「長期目標」及び「短期目標」に付する）「期間」

「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」を、いつまでに、どのレベルまで解決するのかの期間を記載する。

「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した「短期目標」の達成期限を記載する。

また、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあつては、開始時期のみ記載する等として取り扱って差し支えないものとする。

なお、期間の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。



介護保険最新情報vol.958

一律に3ヶ月や12ヶ月と決めるものではありません。

利用者の状況を勘案し、「認定の有効期間」も考慮しながら、適切な期間を設定します。

(3) 緊急入院等におけるモニタリングの例外について

今般コロナウイルス感染拡大のために保険者が示した、モニタリング訪問において**ケアマネジャーの判断において**と示していただいたのは、感染拡大防止につながっているのではないかと評価しています。緊急入院等も同様に結果の記録は必要としても、**モニタリングによる訪問面談**ができない理由について、**ケアマネジャー判断**を尊重するように改めて申し伝えていただきたい。



利用者の状況や地域の感染状況等も勘案しながら、一律な対応ではなく、介護支援専門員が判断します。

(4) 業務の順番について

質問: 緊急の際、サービス担当者会議とモニタリングを同時に行っても良いか？

指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 基準第13条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。 なお、利用者の課題分析(第六号)から居宅サービス計画の利用者への交付(第十一号)に掲げる一連の業務については、基準第1条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。とされていることから、効果的・効率的に業務の順序や場所についても、やむを得ない場合もあると考えますが…



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(解釈通知)の通りです。

(5) ケアプランの軽微な変更について

ケアプランの変更(大幅な変更から軽微な変更まで)は、**別葉**であり、軽微な変更は**同葉**に変更時点を明記する。その場合、**3号から11号までの一連の業務を行う必要はないと記載されていますが、その通りですか?**

Vol959は例示であり、記載されていないことであっても「軽微な変更」に該当することはあると考えて良いでしょうか?



「軽微な変更」であれば、一連の業務は不要となる。

該当するかどうかは、変更する内容が基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるか否かで決まります。

「軽微な変更」に該当するかどうか、担当の介護支援専門員が判断するが、その判断根拠の記録は必要となります。

(6) その他 なんでも、ご意見ください。

介護予防支援の充実

- 介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する。【告示改正】

介護予防支援

委託連携加算 300単位/月 (新設)

※利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。



介護予防支援事業所
(地域包括支援センター)



居宅介護支援事業所

②ケアプラン作成



被保険者

委託連携加算について

- ①居宅介護支援事業所のアウトリーチにより、地域包括支援センターへ情報提供し、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ情報連携を受けた場合
- ②介護認定を受けていた方が予防給付認定となり、居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ情報連携したのちに、地域包括支援センターから再度居宅介護支援事業所へ情報連携した場合

地域包括支援センターが情報連携したと判断した場合に算定できる、との認識で宜しいでしょうか？



- ①②についても、一律に算定できる・できないではなく、**利用者の支援に必要な情報**を地域包括支援センターが情報連携した場合に可能となります。